

# 訪問介護サービス かぐら 重要事項説明書

( 令和 6年 2月 1日 現在)

## 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-346-6530

窓口 管理者又はサービス提供責任者 ※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

## 2. 訪問介護サービス かぐらの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	鹿島開発株式会社 訪問介護サービスかぐら
所在地	東京都小平市小川町1-390-2 第一宮寺ビル402
介護保険指定番号	1374303657
サービスを提供する地域	小平市、東大和市、武蔵村山市、立川市、東村山市、国分寺市

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	管理者業務 サービス提供 責任者兼務	1名
サービス提供 責任者	介護福祉士	2名	0名	サービス提供 責任者業務	2名
事務職員		0名	0名	事務	0名
従事者	介護福祉士	1名	4名	訪問介護職	5名
	1～2級修了者	0名	1名	訪問介護職	1名
	初任者研修	0名	0名	訪問介護職	0名
	実務者研修	2名	0名	訪問介護職	2名

### (3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

\*時間帯により料金が異なります。

### 3. サービス内容

- |          |          |     |
|----------|----------|-----|
| (1) 身体介護 | (2) 生活援助 |     |
| ・食事介助    | ・買物      | ・洗濯 |
| ・入浴介助    | ・清拭      | ・調理 |
| ・排泄介助    | ・体位交換 …等 | ・掃除 |

### 4. 利用料金

【別紙 料金表】のとおり

#### (1) 利用料

- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1~3割負担です。
- ・負担割合を確認するため、毎月、区や市が交付する負担割合証をご提示下さい。
- ・介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

#### (2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、ホームヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要です。

#### (3) キャンセル料

利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。

キャンセルが必要となった場合にはお早めにご連絡ください。

(連絡先 042-346-6530)

ご利用の前日夕方18時【営業時間内】までにご連絡をいただいた場合	無料
上記の時間以降若しくは当日キャンセルの場合	当該基本料金（10割負担額）の50%

※ただし、利用者の急な入院などのやむを得ない事情（緊急時のみ）によるキャンセルについては、事業者はキャンセル料を請求しない場合があります。（通常の体調不良、定期的な病院受診、予約による受診などはキャンセル料をいただきます。）

やむを得ない場合の判断は事業所が判断致します。

また、ご本人以外の事柄での緊急時にて当日キャンセルになった場合は、キャンセル料が発生します。

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法  
毎月、15日までに書面もしくは電話にて、先月分の請求のご連絡をいたしますので、月末日以内に現金、もしくは預金口座振替自動振り込みのいずれかの方法にてお支払い下さい。
- ③ お支払いが確認でき次第、領収書をお渡します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当社職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前迄に文書でお申し出下さい。
- ②当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ①お客様が介護保険施設に入所した場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ③お客様がお亡くなりになった場合

(4) その他

- ①当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ②お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

当事業者は、利用者に対し、介護保健法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供いたします。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申しで下さい
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	年10回以上研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告します。

緊急時の連絡先及び対応可能時間

主治医	氏名 梯 有輝 院長	連絡先 在宅診療室	かけ内科 070 - 8314 - 0616
ご家族	氏名	連絡先	

・訪問介護サービスかぐらは365日、24時間対応します。

8. サービス内容に関する苦情

① 当社苦情担当 担当：管理者 橋本 陽子 電話：042-346-6530

② 受付時間 日曜、12月30日～1月3日除く 9：00～18：00

担当者が不在の場合の対応 他職員が内容を承った上、上記担当者へ電話連絡し  
受付時間外は管理者へ電話転送となります。

③ 当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・小平市高齢者福祉課相談係 042-346-9595
- ・東大和市介護保険課 042-563-2111
- ・武蔵村山市高齢福祉課 042-590-1233
- ・立川市高齢福祉課相談係 042-523-2111
- ・東村山市介護保険課認定係 042-393-5111
- ・国分寺市高齢者総合相談室 042-321-1301
- ・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導係 03-6238-0177

